

Ver.1.2
R6.8.01

「区」の法人化について

～認可地縁団体手続きについて～

____区____自治会

日時
場所

月 日

泉南市行政経営部政策推進課

 hana-emi

花笑み・せんなん

1. 認可地縁団体とは？

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」を地縁団体（区や自治会など）といい、市長の認可・告示を得て設立された地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

★認可地縁団体になるメリットとは？

「法人」という一つの人格を持つことになります。
いわゆる「会社」という組織で活動することができます。



個人では出来ない（または困難な）事が法人では出来る



法律上規定のない「任意団体」であるときに比べて、明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信用性、信頼性が増します。

法律行為の主体として、法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。

2-1.認可地縁団体になると？

個人（複数人）名義で発生するリスクを回避

区などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の**代表者個人又は設立同志の共有名義**であることが多く、このことにより、既存財産の名義が共有・個人であれば当該名義人が欠けた時（意思疎通が困難）や、当該名義人の死亡による相続問題の他、当該名義人の債務不履行による債権者名義の財産差し押え等の問題が生じる可能性があり、このような各手続に伴い、費用面で更なる負担が生じる事もあります。

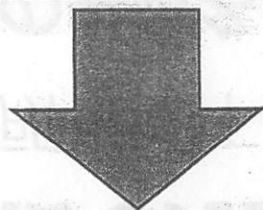
登記上の名義が個人である事による問題を法人名義として所有することにより、財産管理を明確にすることができます。

2-2.認可地縁団体になると？

動産や不動産：法人名義での所有が可能

認可地縁団体として自治会や町内会が法人格を取得すると、法人名義での資産登記等ができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることになります。

法人格を得ることは、昔から地域の皆様が大切に守ってきた財産を守ることでもあり、地縁による団体の財産であることを対外的にも証明するものであります。



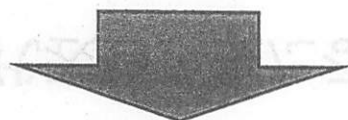
車の所有 ⇒ 所有者名義 → 保険、税金
契約の主体者 ⇒ 個人の責任or法人の責任

2-3. 認可地縁団体になることのメリット

金銭管理面：法人名義での口座を持つことができる

財産の名義が個人名であることで、名義人の意思疎通が困難になった際、財産の管理が困難になることがある。

実態は組織の口座であっても個人口座



法人格の無い任意団体では法人口座を持てない。

法人の種類は様々（株式・合同・特非・一社）

地域コミュニティの運営に特化した目的（要件）で設立することができる法人が認可地縁団体である。

2-4. 認可地縁団体になると？

法人としての義務も生じます

法人化すると各種の税金が課税されますので、認可後には、法人の設立に関する届出等を府税事務所や市税務課へ行わなければなりません。

ただし、一般的に自治会・町内会は収益活動を行わない場合は登録免許税を除き減免または非課税となる場合があります。

また、規約や告示事項（代表者・主たる事務所の変更）の変更がある場合にも市への申請や届出が必要であり、法人の運営としての義務が発生する点で新たな手間や労力を要する点はデメリットとも解釈できます。

→法人としての義務（法人管理・運営）

- ・財産目録、構成員名簿の作成と据え置き
- ・総会開催の義務（年1回）

2-5. 認可地縁団体になると？

規約に従って組織運営を行う必要がある

運営については、今までの自治組織運営を基礎とするもので、法人化に伴い、活動そのものが大きく変わることはないですが、認可地縁団体として定めなければならない事項や条件などを規約に定めることにより、多少の変更は生じる可能性があります。

→コミュニティ運営において重要な事項を定める

設立にあたっての規約作成は必須事項を記載した骨格となる規約例があり、その規約例元に、団体ごとの規約を肉付けしながら認可地縁団体としての規約を作成します。**作成については政策推進課にて支援します。**

★現在の組織の運営状況について整理しておく必要があります★

3. 認可地縁団体の要件

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

→既に自治会として活動を行っていれば要件を満たす

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

→区または自治会等の区域が明確になっていれば要件を満たす

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

→区域内の住民の半数以上が構成員であること。

(4) 規約を定めていること。

→規約例があるので、その例に貴団体の規約を合わせて作ることとなります。

4. 認可地縁団体の手続き（合意形成）

（1）申請までの流れ

①区の方で設立意思の有無についての話し合い

改めて総会等で設立について法人化のメリット・デメリット、設立から運営に至るまでの手続等について十分に話し合ってください。

※設立後は法人の運営において重要事項を決定するにあたり、少数の会員の意思により決することは認められませんので十分な合意形成を諮ってください。

⇒認可地縁団体（法人化）の取得について賛成意見が整えば政策推進課に相談

②事前準備（規約、区域図等の作成）

⇒必要に応じて、政策推進課と調整

③認可地縁団体の設立のための総会を開催

- ・申請の意思決定
- ・構成員の確定（※条件があります）
- ・認可書類事項の議決等

④認可地縁団体の申請に必要な書類を揃えて政策推進課に提出

⇒書類審査を得て、市長による認可・告示

※年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人が相当数必要で法人は除きます。

5. 認可地縁団体の手続き（申請書類）

（2）提出していただくもの

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類
- ④構成員の名簿
- ⑤保有資産目録又は保有予定資産目録
- ⑥その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
- ⑧区域を示した図面

参考. 認可地縁団体における区域とは

【地方自治法第260条の2の第2項】

③区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができる
ものとし～（略）

“区域”というのは、住所や地番を元に一律に切り分けているものではなく、泉南市の規定に基づく“区”の区域を参考として客観的に把握できる自治コミュニティの区域を目安としています。

↓ 区域の考え方の一例 ↓

泉南市区の設置等に関する規定に基づく“区”

平成17年4月施行

便宜上、“規定区”と称する

（村・大字であった頃～）
区の規定が設けられる前
から存在していた地縁組織
“在来区”

（規定区設置以降）
開発等により
新たに構成された
自治コミュニティ
組織

集合住宅の
区分所有者で
構成された
自治会等
（管理組合）

参考. 設立時における“相当数の構成員”とは

【地方自治法第260条の2の第2項】

- ③区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができる
ものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

“区域に住所を有する”というのは、区域内の住所地における住民票の有無に関わらず、客観的に生活の本拠が区域にあることと解釈されています。

“すべての個人”というのは、年齢・性別等を問わず、すべての個人が対象となり、世帯単位での加入や自治会加入の有無等で加入資格を定めることは認められません。

区域に住所を有するすべての個人 (N = 200)

構成員

相当数 = 過半数以上

(N ≥ 101)

参考．認可地縁団体に係る税金について

税金の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	減免措置あり	課 税
	固定資産税	所有する土地・建物の用途等により 課税・減免を判断	
府 税	法人府民税	減免措置あり	課 税
	法人事業税	非 課 税	課 税
	不動産取得税	減免措置あり	課 税
国 税	法 人 税	非 課 税	課 税
	登録免許税	課 税	課 税

収益事業の判断等、詳しい内容は各担当窓口にお問い合わせください。

市税：市役所税務課

府税：大阪府泉南府税事務所

国税：泉佐野税務署

登録免許税：大阪法務局 岸和田支局